

**エコチル調査参加者向け動画制作業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、エコチル調査参加者向け動画制作業務において、プロポーザルにより最も相応しい提案者を受託者として決定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 エコチル調査参加者向け動画制作業務
- (2) 業務内容 別紙1『エコチル調査参加者向け動画制作業務委託仕様書』のとおり
- (3) 実施期間 契約締結の日から令和3年3月26日(金)

3 委託契約上限額 3,000千円(消費税及び地方消費税含む)

※この費用には、委託者との打合せに要する費用や、企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとする。

4 スケジュール

プロポーザル公募開始日	令和2年12月9日(水)
質問書受付期限	令和2年12月15日(火) 17時(必着)
質問回答予定日	令和2年12月16日(水)
企画提案書等提出期限	令和2年12月25日(金) 17時(必着)
プロポーザル審査会	令和3年1月6日(水) 予定
審査結果通知	令和3年1月8日(金)
契約締結日	令和3年1月上旬(予定)

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立中または破産手続中ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中または更生手続中ではないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中ではないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律(平成11年法律158号)に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中ではないこと

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (9) 過去5年以内に大学及び公的機関の動画制作（主演者交渉、著作権上の手続きを含む。）等を受託した実績を有すること。

6 実施要領等の入手方法

実施要領及び各種様式等は、福島県立医科大学のウェブサイトから取得すること。

7 質問書の受付

質問については、下記により行うものとする。

(1) 提出書類

エコチル調査参加者向け動画制作業務委託実施要領等に関する質問書(様式第1号)

(2) 受付期限

令和2年12月15日（火）17時（必着）

(3) 提出方法

郵送、持参、電子メール、FAX による送信

※電子メール及び FAX による送信後は電話にて着信の確認をする。

(4) 質問に対する回答

令和2年12月16日（水）までに福島県立医科大学ウェブサイトで公表。

(5) 注意事項

ア) 質問書送付の際は「【質問書】エコチル調査参加者向け動画制作業務委託」とすること。

イ) 電話等による口頭の質問は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

参加する意思のある者は、企画提案書及び参加資格等の確認のための書類を下記により提出すること。

(1) 提出期限

令和2年12月25日（金）17時（必着）

(2) 提出方法

郵送または持参による。

※郵送の場合は、簡易書留郵便により送付とし、提出した旨を電話で連絡すること。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）9時～17時までと

する。

(3) 提出書類・部数

ア) プロポーザル参加申請書 (様式第2号)

イ) 企画提案書 (様式任意) 正本1部 副本5部

※企画提案書については、別紙2「企画提案書作成要領」で確認すること。

ウ) 会社概要 (様式第4号)

※法人等の概要を説明したパンフレット等を併せて提出すること。

エ) 類似業務実績一覧表 (様式第5号)

オ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 (様式第6号)

(4) 提出場所 「13 提出先及び問合せ先」参照

(5) 参加資格審査結果の通知

参加申請を行ったすべての者に対し、プロポーザル審査会参加確認通知 (様式第3号) により資格審査の結果を通知する。

9 提案書の無効

次のいずれかの事項に該当する場合、提案書は無効とし、プロポーザル審査会に参加できないものとする。

(1) 提案者が上記5に定める参加資格を満たしていない場合

(2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合

(3) 提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合 (提案書に参加資格等確認のための書類が添付されていない場合を含む)

なお、提出期限に日までに提案書が到着していないことを理由に提案書は無効とした場合、簡易書留による配達記録を有さない者からの異論は受け付けない。

(4) 虚偽の内容が記載されている場合。

(5) 提案書の提出から契約までの間に、提案書で提示した上部実施体制に記載した担当者が本業務に関わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

10 提案書等の取扱い

提案された提案書の取扱いは次の各号による。

(1) 提出された提案書等は返却しない。

(2) 提案書の作成、提出、及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

(4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。

ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。

なお、開示する際は、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

- (5) 提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

11 審査方法

(1) 選定方法

業務委託者の選定は、別途設置する「動画制作プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき提案内容を総合的に評価し、業務委託予定者(随意契約の予定者)を選定する。

(2) 審査会(プレゼンテーション)

- ア) 日時 令和3年1月6日(水)
イ) 場所 福島県立医科大学内(福島市光が丘1)
ウ) 所要時間 1提案者あたりの時間は35分以内(プレゼンテーション20分、質疑応答15分)とする。

※プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、提案書の提出のあった者に別途通知する。

※プレゼンテーションに使用する資料は、提案書と同じ内容とし、追加の使用配布は認めない。

(3) 審査基準

審査にあたっての評価項目及び配点は、別表のとおりとする。評価点の最も高い企画を提案した者を最優秀提案者として選定する。

なお、同点で最高得点を獲得した者が複数ある場合は、見積書を比較し、最も低い見積額を提示した者を選定する。また、プロポーザル参加者が1者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を委託するに相応しいか否かを評価する。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、令和3年1月8日(金)に、各プロポーザル参加者に郵送により書面で通知する。

12 契約締結

- (1) 審査委員会により選定された最も適した提案者を業務委託予定者として、公立大学法人福島県立医科大学会計規程第17条及び契約細則第31条に基づき契約交渉を行う。

- (2) 提案書の内容に沿って協議を行い、仕様を確定した上で契約を締結する。

なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。

- (3) 契約金額は協議によって作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。その際、委託上限額を超えないものとする。

- (4) 業務委託予定者との協議が整わない場合または契約を辞退した場合は、審査結果において次点の者と協議を行う。

- (5) 提案書に基づく履行ができなかった場合、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

13 提出先及び問合せ先

〒960-1295 福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学

エコチル調査福島ユニットセンター

メール ecochil@fmu.ac.jp

電話 024-547-1447

FAX 024-547-1448

別表

評価項目		評価の視点	配点	傾斜
業務遂行能力	業務体制	本業務を遂行する上で十分な実施体制が確保されているか。	5点	1
	スケジュール	本業務を円滑かつ確実に実施できるスケジュールとなっているか。	5点	1
	業務実績	本業務と類似するコンテンツ制作、特筆すべき実績を有しているか。	5点	2
企画提案内容	企画提案（動画制作の企画力）	本業務の目的や内容、エコチル調査の現状、課題について十分理解しているか。	5点	2
		エコチル調査の動画にふさわしい魅力的で、楽しめる、元気の出るような動画になっているか。	5点	3
		福島県内外の著名な者を起用しているか。また、地域との連携を活かす提案となっているか。	5点	3
		提案内容が実現性、的確性、独創性に優れているか。	5点	3
		本学と協力し、より優れた動画を制作する意欲を有しているか。	5点	1
	著作上の措置	動画を制作する際の主演者交渉、著作権上の手続きは適切なものとなっているか。	5点	2
	業務経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5点	2
合計			100点	

※各評価項目の点数は、審査委員の採点に傾斜（倍率）を乗じた値とする。

【評価基準】

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
配点	5点	4点	3点	2点	1点

「企画提案書作成要領」

1 様式

- (1) 日本工業規格 A4 版・横型・横書き・上綴じとする。(内容をわかりやすくするために必要な場合は A3 版も可。)
- (2) 表紙、目次を除き、通し番号を付すること。

2 記載内容

(1) 企画提案書

ア) 仕様書を踏まえ、下記の点に留意し作成すること。

- ① 動画制作に関する基本的な考え方を示すこと
- ② 追加提案

※予算の範囲内で、エコチル調査参加者向け動画にふさわしいと考えられる動画など独自の視点で提案する事項

- ③ 業務体制（担当者の職・氏名・連絡先等）
- ④ 制作スケジュール
- ⑤ 類似する動画制作の実績（過去に制作した動画のデザイン等も添付すること）
- ⑥ アピールポイント

イ) 企画提案は、参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

ウ) 企画提案に当たり、写真、記事、イラストを使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

エ) 委託業務を確実に実施・履行するための組織体制（業務分担、担当者名等）、連絡体制等を詳細に示すこと。

(2) 積算内訳書

ア) 本業務の実施に要するそれぞれの経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

なお、本業務に係る費用の総額は、プロポーザル実施要領3に定める金額を超えないこと。

イ) 積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

ウ) 積算内訳書は、任意の様式によるものとし、企画書と別冊で作成すること。

なお、本学理事長宛てに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

3 書類の提出について

(1) 提出部数

正本1部（積算内訳書押印）、副本5部（正本の写し）

(2) 提出方法

プロポーザル実施要領「13 提出先及び問合せ先」へ郵送又は持参にて提出すること。

(3) 提出期限

令和2年12月25日（金）17時（必着）